



島根県報

平成23年1月7日（金）

号外第1号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ " ） 3

告 示

島根県告示第15号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	馬潟港線	松江市八幡町字灘大土手外780番11地先から同772番地先まで	前	メートル 10.50～ 19.00	メートル 135.00	松江県土整備事務所 拡幅 歩道設置
			後	10.80～ 24.00	135.00	
〃	斐川一畑大社線	出雲市小津町字相代入口412番6地先から同町字出合1153番7地先まで	前	5.00～ 20.00	341.00	出雲県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	5.00～ 26.00	341.00	
〃	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ2045番地先から同イ2053番1地先まで	前	3.50～ 5.20	63.00	益田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	5.80～ 10.40	63.00	

島根県告示第16号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野口26番1地先から同口86番6地先まで	メートル 300.00	平成23年 1月7日	浜田県土整備 事務所	
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野口26番1地先から同口86番6地先まで	300.00	平成23年 1月7日		